

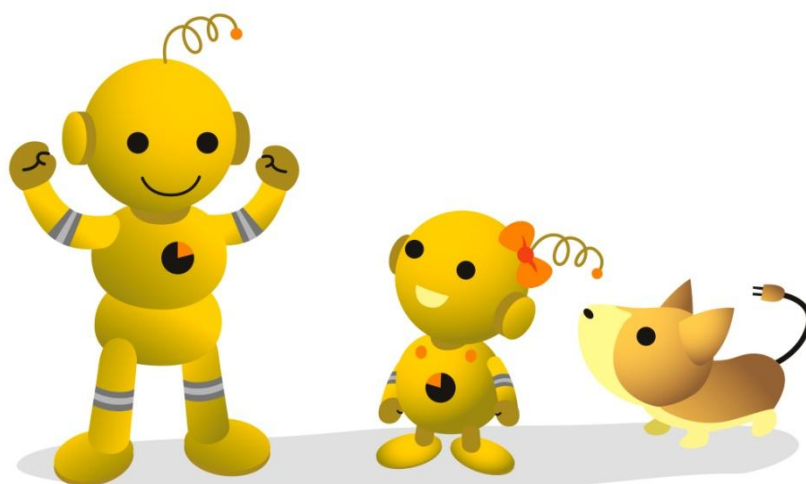
1 事業所	平成26年12月31日現在の数値。 一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区間を占めて主として製造または加工を行っているものをいう。
2 従業者	平成26年12月31日現在の数値。 当該事業所で働いている人をいい、他の会社などの別経営の事業所から出向または派遣されている人（受入者）も含まれる。一方、他の会社などの別経営の事業所へ出向または派遣されている人（送出者）および臨時雇用者は含めない。
① 個人事業主および 無給家族従業者	業務に従事している個人事業主と事業主の家族で無報酬で常時就業している者をいい、実務に携わっていない事業主と事業主の家族で手伝い程度の者は含まない。
② 常用労働者	次のいずれかをいい、「<u>正社員・正職員</u>」、「<u>パート、アルバイト等</u>」および「<u>出向・派遣受入者</u>」に分けられる。 ア 期間を定めず、または1か月を超える期間を定めて雇われている者。 イ 日々または1か月以内の期間に限って雇われていた者のうち、11月と12月にそれぞれ18日以上雇われた者。 ウ 人材派遣会社からの派遣従業者、親企業からの出向従事者などは、上記に準じて扱う。 エ 取締役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者。 オ 事業主の家族で、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者。
<u>正社員・正職員</u>	雇用されている者で一般に「正社員」、「正職員」等と呼ばれている者。

<u>パート・アルバイト等</u>	一般に「パートタイマー」、「アルバイト」、「嘱託」またはそれに近い名称で呼ばれている者。
<u>出向・派遣受入者</u>	他の企業から受け入れている出向者および人材派遣会社からの派遣従業者。
③ 臨時雇用者	常用労働者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者。
④ 月別常用労働者数計	常用労働者の1月から12月までの毎月末の現在数を合計したもの。個人事業主、無給家族従業者、臨時雇用者は含まれていない。
3 現金給与総額	平成26年1年間に常用労働者のうち雇用者に対して支給された基本給・諸手当と特別に支払われた給与（期末賞与等）の額、および <u>その他の給与額</u> の合計額。
<u>その他の給与額</u>	常用労働者のうち雇用者に対する退職金、解雇予告手当および出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、他企業へ出向させている者に対する負担額等の合計。
4 原材料使用額等	平成26年1年間における次の①～⑥の合計をいう。
① <u>原材料使用額</u>	主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料および消耗品など、実際に製造等に使用した総使用額。
② <u>燃料使用額</u>	生産段階で使用した燃料費、荷物運搬用および暖房用の燃料費、自家発電用の燃料費などをいう。 また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれる。
③ <u>電力使用額</u>	購入した電力の使用額。自家発電は含まない。

④ <u>委託生産費</u>	原材料または中間製品を他企業の事業所に支給して製造または加工を委託した場合、これに支払った加工賃および支払うべき加工賃。
⑤ <u>製造等に関連する外注費</u>	生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用。
⑥ <u>転売した商品の仕入額</u>	平成２６年１年間に於いて、実際に売り上げた転売品（他から仕入れてまたは受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額。
5 製造品出荷額等	平成２６年１年間に於ける <u>製造品出荷額</u> 、 <u>加工賃収入額</u> 、くず廃物の出荷額およびその他の収入額の合計。
<u>製造品出荷額</u>	当該事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他に支給して製造させたものを含む）を、平成２６年中に当該事業所から出荷した場合の工場出荷金額をいう。また、次のものも製造品出荷に含まれる。 ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの イ 自家使用されたもの（当該事業所において最終製品として使用されたもの） ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、平成２６年中に返品されたものを除く）
<u>加工賃収入額</u>	平成２６年中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品または半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取ったまたは受け取るべき加工賃をいう。
6 製造品、半製品および仕掛品、原材料および燃料の在庫額	事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他に支給して製造される委託生産品も含まれる。

7 有形固定資産	平成26年1年間における数値。帳簿価額によっている。
①有形固定資産の取得額等	次の区分がある。 ア 土地 イ 建物および構築物 （土木設備、建物附属設備を含む） ウ 機械および装置 （附属設備を含む） エ 船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等
②建設仮勘定	建物、建築物、機械、装置、船舶、車両などの有形固定資産を建設するときに要する経費等を完成するまでの数年間または一時的に処理する仮勘定で、完成後はそれぞれの資産勘定に振り替えられる。
③建設仮勘定の増加額	建設仮勘定の借方に加えられた額。
④建設仮勘定の減少額	建設仮勘定から他の勘定に振り替えられた額。
⑤有形固定資産の除却額	有形固定資産の売却、撤去、滅失および同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいう。
⑥有形固定資産の投資総額	ア 年末現在高 ＝年初現在高＋取得額 －除却額－減価償却額 イ 建設仮勘定の年間増減 ＝増加額－減少額 ウ 投資総額 ＝取得額 ＋建設仮勘定の年間増減
8 リース契約による契約額 および支払額	リースとは、賃貸借契約であって、物件を使用する期間が1年を超え、契約期間中は原則として中途解約のできないものをいう。 なお、リース取引に係る会計処理を通常の売買取引に係る方法に準じて行っている場合は、有形固定資産の取得となる。

① リース契約額	新規に契約したリースのうち、平成26年1月から12月までにリース物件が納入、設置されて検収が完了し、物件借受書を交付した物件に対するリース物件の契約額。
② リース支払額	平成26年1月から12月までにリース物件使用料として実際に支払った月々のリース料の年間合計金額。平成26年以前にリース契約した物件に対して、当年において支払われたリース料を含む。
9 工業用地 ① 敷地面積	平成26年12月31日現在において事業所が使用している敷地（借地を含む。）の全面積。 なお、生産設備などのある敷地と道路等で明確に区分されている社宅、寄宿舎、グラウンドその他の福利厚生施設等は含まない。
② 建築面積	事業所敷地内にあるすべての建物の面積。 なお、平成26年12月31日現在建築中のものであっても、建設仮勘定として計上されたものは含む。
③ 延べ建築面積	事業所の敷地内にあるすべての建物の各階の面積の合計。
10 工業用水	平成26年1年間に事業所で使用した用水量。1日当たり用水量は総水量を年間操業日数で割ったもの。



1 1 算式

① **生産額** = 製造品出荷額 + 加工賃収入額 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品と仕掛品年末価額 - 半製品と仕掛品年初価額)

② 付加価値額

(1) 従業者30人以上の事業所

付加価値額 = 製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品と仕掛品年末価額 - 半製品と仕掛品年初価額) - (消費税を除く内国消費税額(*1) + 推計消費税額(*2)) - 原材料使用額等 - 減価償却額

*1: 消費税を除く内国消費税額 = 酒税、たばこ税、揮発油税、および地方揮発油税の納付税額または納付すべき税額の合計

*2: 推計消費税額 = 「製造品出荷額に占める直接輸出額の割合」等を用いて推計により算出した消費税額

(2) 従業者29人以下の事業所

粗付加価値額を付加価値額とみなす。

(在庫額等が調査項目に含まれていないため)

③ **粗付加価値額** = 製造品出荷額等 - 原材料使用額等 - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額)

④ 従業者1人1か月当たり付加価値額

=
$$\frac{\text{付 加 価 値 額}}{\text{『個人事業主および無給家族従業者数』} \times 12 + \text{常用労働者の毎月末現在数の合計}} \times 100$$

⑤ **有形固定資産投資額** = 有形固定資産の取得額 + 建設仮勘定の増加額 - 建設仮勘定の減少額

⑥ **付加価値率** =
$$\frac{\text{付 加 価 値 額}}{\text{生産額} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})} \times 100$$

⑦ **原材料率** =
$$\frac{\text{原材料使用額等}}{\text{生産額} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})} \times 100$$

⑧ **減価償却率** =
$$\frac{\text{減 価 償 却 額}}{\text{生産額} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})} \times 100$$

⑨ **現金給与率** =
$$\frac{\text{現 金 給 与 総 額}}{\text{生産額} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})} \times 100$$

工業統計調査における産業分類の改正の動き（平成6年～）

- 1 平成5年における日本標準産業分類の第10回改定に伴い、平成6年調査に用いる商品分類表についても改定があった。主な改正点は以下のとおりである。

ア 「14 繊維工業品」中、「ニット製品」を「15 衣服・その他の繊維製品」に移行した。

イ 「16 木材・木製品」中、「木型」を「34 その他の製品」に移行した。

ウ 「22 プラスチック製品」中、「電気機械器具用プラスチック製品」の一部を「光ファイバーコード」として「27 非鉄金属」に移行した。

エ 「25 窯業・土石」中、「光ファイバー」の一部を「光ファイバーコード」として「27 非鉄金属」に移行した。

オ 「30 電気機械器具」中、「電子計算機、同附属装置の部分品・取付具・付属品」の一部を「その他の情報記録物」として「34 その他の製品」に移行した。

カ 「30 電気機械器具」中、「ビデオ機器の部分品・取付具・付属品」の一部を「ビデオディスクレコード」および「ビデオテープレコード」として「34その他の製品」に移行した。

キ 「32 精密機械器具」中、「医療用計測器」を「30 電気機械器具」に移行した。

ク 「34 その他の製品」中、「コルク製品」を「16 木材・木製品」に移行した。

* この、結果表中、平成5年調査分産業中分類別統計表の数値については、新分類に置き換えた上で、平成6年調査分と前年比較した。ただし、前年比較を行わない統計表については、旧分類とした。（表中に「旧分類」と表示した。）

- 2 平成7年調査で産業中分類「25 金属」に分類していた眼鏡用金属部品の溶接加工を平成8年調査から「31 精密機械」に分類したため相互の増減が大きくなっている。

- 3 平成14年における日本標準産業分類の第11回改定に伴い、平成14年調査から以下の点を変更した。

- ・「もやし製造業」は大分類『A-農業』へ、「新聞業」および「出版業」は大分類『H-情報通信業』へと製造業以外の大分類に移行し、工業統計調査の対象外となった。

- ・「電気機械器具製造業」は「電気機械器具製造業」、「情報通信機械器具製造業」、「電子部品・デバイス製造業」の3業種に分割された。

- ・「武器製造業」は「その他の製造業」へ統合した。

以上の変更により、本書では次のように取り扱った。

- ・「もやし製造業」については、産業中・細分類からは特定できないため、過去の数値をそのまま使用している。

- ・平成13年までの「印刷・同関連業」の数値には「新聞業」「出版業」

が含まれている。

- ・その他の変更のあった業種については、平成１３年の数値を新産業分類に基づいて、それぞれ分割・統合した。

４ 平成１９年における日本標準産業分類の改定に伴い、平成２０年調査から以下の点を変更した。

- ・「衣服・その他の繊維製品製造業」は、「繊維工業」へ統合した。
- ・「パルプ・紙・紙加工品製造業」のうち繊維板製造業は、「木材・木製品製造業」へ移設した。
- ・「化学工業」のうち化学繊維製造業と、「窯業・土石製造業」のうち炭素繊維製造業は、「繊維工業」へ移設した。
- ・「一般機械器具製造業」は、「はん用機械器具製造業」、「生産用機械器具製造業」「業務用機械器具製造業」の３業種に分割した。
- ・「電気機械器具製造業」のうちビデオ機器製造業は、「情報通信機械器具製造業」へ移設した。
- ・「電気機械器具製造業」のうち磁気テープ・磁気ディスク製造業は、「電子部品・デバイス・電子回路製造業」へ移設した。
- ・「輸送用機械器具製造業」のうちその他の産業用運搬車両（ショベルトラック）」「生産用機械器具製造業」へ移設した。
- ・「精密機械器具製造業」は分割し、「業務用機械器具製造業」と「その他の製造業」へ移設した。
- ・「その他の製造業」のうち武器製造業は、「業務用機械器具製造業」へ移設した。

５ 平成２５年における日本標準産業分類の改定に伴い、平成２６年調査から以下の点を変更した。

- ・「床材製造業」を「１２１製材業、木製品」から「１２２造作材・合板・建築用組立材料製造業」に移設した（１２１３→１２２８）。これに伴い、「木材チップ製造業」の産業細分類番号を変更した（１２１４→１２１３）。

産業分類新旧対照表

< 平成 1 9 年 >

< 平成 2 0 年 >

旧産業分類		新産業分類
09 食料品製造業 (もやし製造業は除く)		09 食料品製造業 (もやし製造業は除く)
10 飲料・たばこ・飼料製造業		10 飲料・たばこ・飼料製造業
11 繊維工業		11 繊維工業
12 衣服・その他の繊維製品製造業	統合	12 木材・木製品製造業
13 木材・木製品製造業		13 家具・装備品製造業
14 家具・装飾品製造業		14 パルプ・紙・紙加工品製造業
15 パルプ・紙・紙加工品製造業	一部移設	15 印刷・同関連業 (新聞業・出版業は対象外)
16 印刷・同関連業 (新聞業・出版業は対象外)		16 化学工業
17 化学工業	一部移設	17 石油製品・石炭製品製造業
18 石油製品・石炭製品製造業		18 プラスチック製品製造業
19 プラスチック製品製造業		19 ゴム製品製造業
20 ゴム製品製造業		20 なめし革・同製品・毛皮製造業
21 なめし革・同製品・毛皮製造業		21 窯業・土石製造業
22 窯業・土石製造業	一部移設	22 鉄鋼業
23 鉄鋼業		23 非鉄金属製造業
24 非鉄金属製造業		24 金属製品製造業
25 金属製品製造業		25 はん用機械器具製造業
26 一般機械器具製造業	分割	26 生産用機械器具製造業
27 電気機械器具製造業	一部移設	27 業務用機械器具製造業
28 情報通信機械器具製造業		28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
29 電子部品・デバイス製造業		29 電気機械器具製造業
30 輸送用機械器具製造業	一部移設	30 情報通信機械器具製造業
31 精密機械器具製造業	分割	31 輸送用機械器具製造業
32 その他の製造業	一部移設	32 その他の製造業